

紹介割合

- 分子
 - (紹介患者数 + 救急搬送患者数)
- 分母
 - 初診患者数

用語定義

- 紹介患者の数
 - 他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診に限る）。
 - 情報通信機器を用いた診療のみを行った場合を除く。
- 救急搬送者の数
 - 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診の患者の数。
- 初診患者の数
 - 医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数。以下を除く。
 - 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者

初診料及び外来診療料における紹介・逆紹介割合に基づく減算規定の見直し①

- 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介患者・逆紹介患者の受診割合が低い特定機能病院等を紹介状なしで受診した患者等に係る初診料・外来診療料について、
- 対象病院に、一般病床の数が200床以上の紹介受診重点医療機関を追加する。
 - 「紹介率」・「逆紹介率」について、以下のとおり、実態に即した算出方法、項目の定義及び基準を見直す。

【改定後】 初診料の注2、3 214点 外来診療料の注2、3 55点

(情報通信機器を用いた初診については186点)

	特定機能病院	地域医療支援病院 (一般病床200床未満を除く)	紹介受診重点医療機関 (一般病床200床未満を除く)	許可病床400床以上 (一般病床200床未満を除く)
減算規定の基準	<u>紹介割合50%未満 又は 逆紹介割合30%未満</u>			<u>紹介割合40%未満 又は 逆紹介割合20%未満</u>
<u>紹介割合 (%)</u>	(紹介患者数 + 救急患者数) / 初診患者数 × 100			
<u>逆紹介割合 (%)</u>	<u>逆紹介患者数 / (初診 + 再診患者数) × 1,000</u>			
初診患者の数	医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数。以下を除く。 • 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者			
<u>再診患者の数</u>	<u>患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者以外の患者の数。以下を除く。</u> • <u>救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者、B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者</u>			
紹介患者の数	他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診に限る）。 • <u>情報通信機器を用いた診療のみを行った場合を除く。</u>			
逆紹介患者の数	紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数。 • <u>B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者を含む。</u> • <u>情報通信機器を用いた診療のみを行い、他院に紹介した患者を除く。</u>			
救急搬送者の数	地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診の患者の数。			

FAQ

- 圧迫創傷同日に別の医科診療科を2科以上受診した患者数は複数カウントでしょうか？1カウントでしょうか？
 - 複数カウントです
- 帰宅後の同日再診はカウントしますか？
 - 一連の診察でなければカウントしてください
- 医科・歯科は別カウントでよいでしょうか？
 - 別カウントでお願いします
- 時間外特例医療機関加算は「夜間」に含まれますか？
 - 含まれません

変更履歴

変更日	内容
2019/04/12	算出方法変更なし。
2022/05/11	令和4年度診療報酬改定に準拠した定義に変更。
2023/04/14	FAQ追加